

西尾市民病院訪問看護ステーション重要事項説明書

1 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

医療や介護が必要な高齢者及び療養者に対し、生活の質の確保を図ることを重視し、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに、家族や周辺からの支援によって住み慣れた地域社会や居宅で療養ができるよう適正な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

高齢者及び療養者の居宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指し、訪問看護サービスの提供に努めます。

2 当事業所の概要

事業所名	西尾市民病院訪問看護ステーション
所在地	西尾市熊味町上泡原6番地
連絡先	TEL 0563-55-3192 FAX 0563-53-3611
営業時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日、12月29日から1月3日までを除く)
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所番号	2363290269
サービス提供地域	西尾市 ※近隣市の方はご相談ください。
管理者	安藤依里
職員体制	看護師4名 作業療法士1名

3 訪問看護の内容

- (1) 病状や障害、全身状態の観察
- (2) 清拭（体を拭いて清潔にする）、洗髪・フットケアなどによる清潔の保持
- (3) 排泄の介助、指導
- (4) 褥瘡（床ずれ）の予防や処置
- (5) カテーテル（細い管の医療器具）などの管理
- (6) 療養生活や介護方法の助言・指導、服薬管理など
- (7) 終末期の看護
- (8) リハビリテーションの介助や指導
- (9) その他医師の指示による必要な医療処置など

4 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食等の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供

- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) 利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 訪問看護の利用に関する事項

(1) 訪問看護の開始

ア 外泊中(医療保険利用となる)の場合

訪問看護サービスの依頼をいただいた後、主治医と連絡をとり、「訪問看護指示書」をいただくと同時に、「西尾市民病院訪問看護ステーション利用申込書」を提出していただきます。その後、業務内容等についてご相談のうえ、訪問日、訪問時間を調整し、サービス従事者がご自宅に訪問いたします。訪問後は主治医に対し「訪問看護報告書」を提出します。また、訪問看護サービスを提供するにあたり、主治医や市民病院看護師等との密接な連携に努めます。

イ 在宅療養の場合

訪問看護サービスの依頼をいただいた後、主治医と連絡をとり、「訪問看護指示書」に記載された指示のもとにサービス従事者が訪問する際、「西尾市民病院訪問看護ステーション利用申込書」を提出していただきます。その後、業務内容や、訪問日、訪問時間等についてご相談し、訪問看護サービス利用契約を締結します。

※訪問看護指示書料が発生する場合がございます。

サービス従事者は、主治医に対して「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出します。訪問看護を提供するにあたり、介護支援専門員やその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

ウ サービス利用期間

症状・状態にもよりますが、おおむね一ヶ月程度、長くても2～3か月を目途に症状・状態が落ち着いた段階で地域の訪問看護ステーションへ引き継ぎます。

(2) 訪問看護の終了

ア 利用者の都合で訪問看護を終了する場合

訪問看護の終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合で訪問看護を終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からの訪問看護サービスの提供を終了させていただきます場合があります。

ウ 自動的に終了する場合

- ・利用者が介護保険施設への入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

(3) その他

ア 台風や雪などで往復途上での危険が予測される場合は、定期の訪問を変更させていただきます場合があります。

イ 訪問日や訪問時間の変更又は中止を希望される場合は、できるだけお早めにご連絡ください。

ウ 緊急時に備えて事業所全体で対応できるよう備えておりますが、やむを得ず訪問日や訪問看護の変更をさせていただく場合は、あらかじめご連絡し調整させていただきますのでご了承ください。

6 緊急時の対応方法

訪問中に容体の変化等があった場合には、必要に応じて応急手当を行うとともに、ご家族へ連絡します。また、利用者へ必要な対応を行い、その結果を報告します。

7 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は事業所管理者とします
- (2) 成年後見制度の利用を支援します
- (3) 苦情解決体制を整備しています
- (4) 職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します

8 ハラスメント対策

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が職員に対し暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

9 利用料と支払い方法

(1) 利用料

- ア 介護保険 別紙1をご覧ください。
- イ 医療保険 別紙2をご覧ください。
- ウ 交通費：なし

(2) 支払い方法

毎月15日までに、前月分の訪問看護明細書、自己負担金の請求書を送付します。

お支払いは金融機関(ゆうちょ銀行を含む)からの口座振替(原則、翌月26日。休日の場合は翌営業日)か、下記指定口座へ振込みをお願いします。口座振込の場合、振込手数料は利用者負担となります。なお、口座振替の場合は、領収証の交付は省略させていただきます。

【振込先口座】

金融機関名	西尾信用金庫	支店名	本店営業部
口座番号	普通預金 1 2 2 1 0 0 5		
口座名義	ニシオシミンビョウイン 西尾市民病院 キギョウスイトウイン 企業出納員 ○○○○		

10 訪問看護の内容に関する談、苦情窓口

下記の機関に苦情を申し立てることができます。

西尾市民病院訪問看護ステーション	TEL 0563-55-3192
西尾市長寿課	TEL 0563-56-2111 (代)
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 苦情相談室	TEL 052-971-4156